

農林水産物条件不利性解消事業

(北部・離島地域振興対策)

生産振興計画登録事業者の手引き

留意事項

- この手引きは、『農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第19条』に基づき、交付の申請から決定、及び補助金の支払いまでの交付手続の適正化を図り、円滑な事務の執行を行うため作成した資料であります。
- 交付申請をしようする者、交付決定を受けた者いずれも、この手引きが、『要綱及び北部・離島地域振興対策実施要領』に基づく内容であり、これを遵守する必要があることをご了解の上、この事業に参加したものとみなします。
- この手引きに記載がない事項についても、『要綱の定め』により知事は必要な助言、指示、指導、立ち入り検査等を行うことができることをご了解の上、この事業に参加したものとみなします。

令和5年4月

沖縄県農林水産部 流通加工推進課

目次

本事業の目的と基本的な方向性について	1
本事業の目的と基本的な方向性について(概念図)	2
北部・離島地域振興対策分に関する概要説明(概要その1～その2)	3
1. 生産振興計画の登録申請について(指定品目の生産者→市町村)	6
○記入例__生産振興計画登録申請書一式	
2. 事業の遂行状況を期日までに市町村に正しく報告する	18
○記入例__生産振興計画に関する遂行状況報告書一式	
3. 事業の完了を期日までに市町村に正しく報告する	24
○記入例__生産振興計画に関する事業実績報告書一式	
4. 後年度に再確定等を報告する	30
5. 補助事業の受益者として市町村の現地検査に協力する	30

本事業の目的と基本的な方向について

(目的)

北部・離島地域の基幹産業である農林水産業の持続可能な発展と、本県の地理的不利性の改善を図るため、市町村が定める地域特産物の県内外への出荷コストの負担軽減により、地域の稼ぐ力の向上による持続可能な定住条件の確保に向けた自立的な取組を支援します。

(基本的な方向その1)

○「市町村が定める地域特産物」とは、地域で生産される農林水産物(水産物については県内で水揚げされたもの)及びその一次加工品であり、地域を訪れた県内外の観光客等が、食の体験等を通して地域特産物を知り、地元に戻っても小売店やECサイト等で継続的に購入できる機会の創出が図られるような「安定した品質と出荷規模が期待される品目」となります。

(基本的な方向その2)

○「県内外への出荷コストの負担軽減」とは、①競争条件不利性改善対策と同じように、県外出荷に要する物流コストのうち沖縄県産と鹿児島県産を比較したとき、出荷物流と配送物流(いわゆる”横持ち”)を除いた輸送物流にあたる(沖縄から鹿児島県までの輸送費相当分)を競争条件の格差と認識し、これを改善するため必要な助成を図ります。②加えて、沖縄本島と離島地域の地理的・経済的な条件不利性を改善し、持続可能な地域の稼ぐ力の向上を図るため、離島地域から沖縄本島までの出荷コストの負担軽減を図ります。

(基本的な方向その3)

○補助金交付の基本となる単価(基本額)は、国の総合物流施策大綱を踏まえ、全国の農山漁村地域と同じように「地域における持続可能な物流の確保」に向けた自立的な取組(モーダルシフトの促進、共同輸送の推進)を、沖縄県でも同じように推進していくため、これを踏まえたものとなっております。

(基本的な方向その4)

○「地域の稼ぐ力の向上による持続可能な定住条件の確保に向けた自立的な取組」とは、地域の生産者や事業者それぞれが利益額の増大に向けて効果的な経営活動を進展する中で、持続可能な経済ネットワークの基盤が形成されるものと考えております。

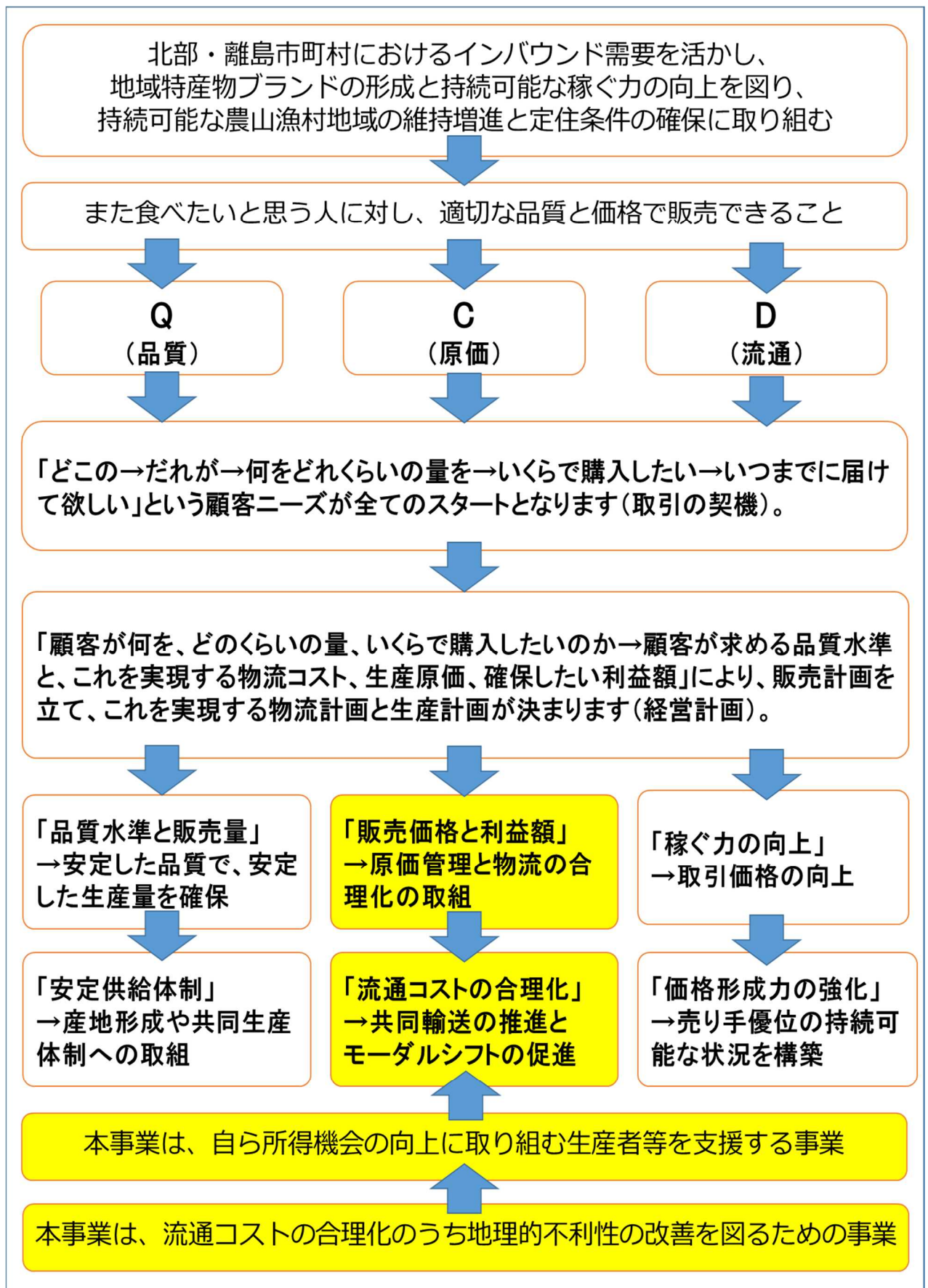
○本事業では、持続可能な経済ネットワークの形成に向けて、地域特産物の稼ぐ力を定量的に把握できる市町村計画(地域振興計画、生産振興計画)の策定を通して、市町村と地域の生産者や事業者、販売を実現する物流事業者が一体となって(人、モノ、カネ、情報)の流れが共有できる仕組みを整えております。

○他方、県は市町村の皆さまと協働して本事業を適正かつ円滑に実施するとともに、国に対して政策効果の見える化と説明責任を果たし、令和9年度に向けた「事業のあり方」について議論を進めてまいります。

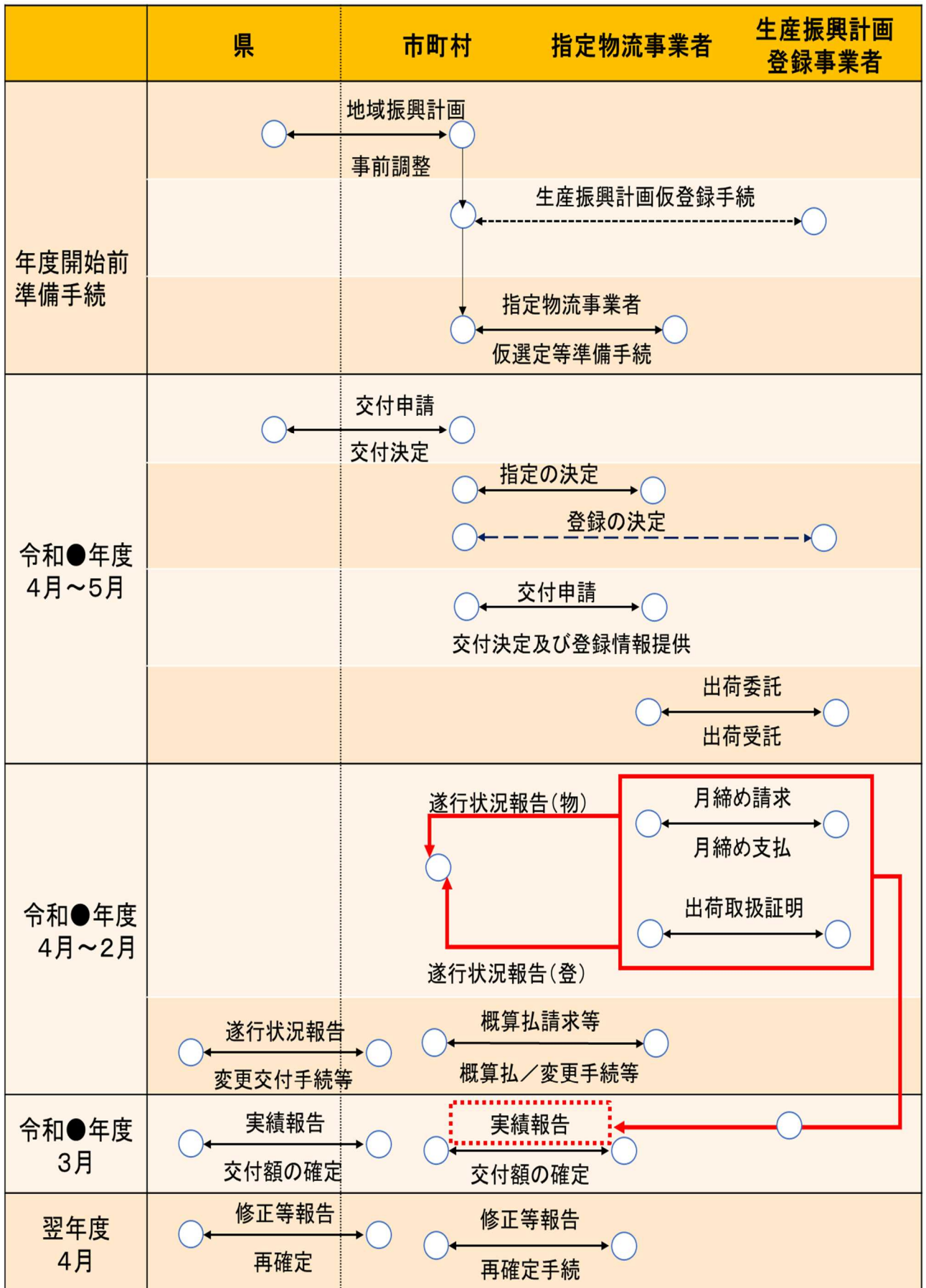
(基本的な方向その5)

○鹿児島県の奄美群島や、有人国境離島地域その他の農山漁村地域と同じように「自らの強みを活かしながら創意工夫により、地域の維持増進に向けた自立的な取組みが図られること」を期待します。

本事業の目的と基本的な方向について(概念図)



(概要その1) 本事業における基本的な執行プロセスの概要について



(概要その2)「出荷コスト負担軽減」に係る指定物流事業者の基本額と補助単価の算定について

単位(円/KG)

輸送区間		個別品目の 対象区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発地	着地				
沖縄本島	県外	青果物	37	37	37
		花き	33	32	31
		畜産物	5	5	5
		鮮魚等	50	50	50
		モズク	5	5	5
宮古島	県外	宮古島産	65	65	65
	沖縄本島		30	30	30
石垣島	県外	石垣島産	72	72	72
	沖縄本島		40	40	40
久米島	県外	久米島産	25	25	25
	沖縄本島		12	12	12
南大東島 北大東島	県外	大東島産	57	57	57
	沖縄本島		20	20	20
伊江島	県外	伊江島産	38	38	38
	沖縄本島		5	5	5
伊平屋島	県外	伊平屋島産	10	10	10
	沖縄本島		5	5	5
伊是名島	県外	伊是名島産	10	10	10
	沖縄本島		5	5	5

単位(円/KG)

輸送区間		個別品目の 対象区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発地	着地				
多良間島	県外	多良間島産	82	82	82
	沖縄本島		45	45	45
石垣島 周辺離島	県外	竹富島産 西表島産等	85	85	85
	沖縄本島		45	45	45
与那国島	県外	与那国島産	98	98	98
	沖縄本島		50	50	50
沖縄本島 周辺離島 (※2)	県外	津堅島産 久高島産 渡嘉敷島産 座間味島産 粟国島産 渡名喜島産	11	11	11
	沖縄本島		5	5	5

①『補助単価の算定』に関する基本的な考え方について

①沖縄本島を発地とする場合は、出荷する個別品目の対象区分(青果物、花き、畜産物、鮮魚等、モズク)にあたる基本額と、実費単価(県外出荷に要した支払運賃額÷県外出荷量)を比較して、実費単価が基本額と同じか、あるいは高いときは、基本額が補助単価となります。また、基本額より低いときは、実費単価に0.8を乗じた額(1円未満切捨)が補助単価となります。

②離島を発地とする場合は、対象区分(●●島産)にあたる基本額と、実費単価を比較して、実費単価が基本額と同じか、あるいは大きいときは、基本額が補助単価となります。また、基本額より低いときは、実費単価に0.8を乗じた額(1円未満切捨)が補助単価となります。

②「出荷コストの負担軽減」に関する基本的な考え方

○本事業は、市町村が指定物流事業者に補助金を交付し、生産振興計画登録事業者(以下「登録事業者」という。)の県内外への出荷コストの負担軽減を図るため、指定物流事業者が登録事業者に対して「運賃を割引する仕組み」となります。

○登録事業者の皆さまに対する「運賃割引」は、指定物流事業者との契約条件により、指定物流事業者が決定するものとなります。また、「割引の方法」も、指定物流事業者が決定します。

○市町村が指定物流事業者に交付する補助額には、事務処理運営費も含まれております。そのため、交付される補助額が全て出荷コストの負担軽減に充当されません。
なお、補助金の充当割合は(100%から90%)の範囲となります。

1. 生産振興計画の登録申請手続について(生産者・食品加工事業者→市町村)

(1) 生産振興計画に登録できる者は、当該市町村において農林水産業の生産活動に継続的に従事している者と客観的に確認できる者であり、次のいずれかに該当する者とする。

- 1) 農業協同組合法に規定する農事組合法人
- 2) 水産業協同組合法に規定する漁業協同組合又は漁業生産組合
- 3) 森林組合法に規定する森林組合

4) 農林漁業者の組織する団体は、次のいずれかの要件をみたすものでなければならない。

- ① 農地法に規定する農地所有適格法人で、かつ、次のア又はイの要件をみたし、かつウの法的義務を遅滞なく適正に履行していること
 - ア 家計を別にする農家3戸以上が株主又は社員となっていること。
 - イ 家計を別にする者を常時3人以上雇用していること。
 - ウ 農地法第6条の報告義務を履行していること。
- ② 農林漁業を営む者の組織する任意の団体で、かつ、次のアからオまでの要件をみたすもの。
 - ア 代表者の定めがあること
 - イ 家計を別にする農林漁業者3人以上の構成員がおり、それぞれの構成員が農業、林業、漁業に応じて、以下の要件を満たすこと。ただし、新規就業者においては、この限りでない。
なお、関係法令の義務を適正に履行していること。
 - (ア) 農業
 - ア) 市町村の農地基本台帳に登録されている者
 - イ) 直近1年間における確定申告等で、農産物の販売金額が50万円以上である者
 - (イ) 漁業
 - ア) 沖縄県知事から漁船登録を受けた漁船、又は市町村内に養殖施設を所有若しくは使用している者
 - イ) 直近1年間における確定申告等で、漁獲物及び収穫物の販売金額が50万円以上の者
 - (ウ) 畜産業
 - ア) 県内に飼養施設を所有又は飼養して事業を行っている者
 - イ) 直近1年間における確定申告等で畜産物の販売金額が50万円以上である者
 - (エ) 林業
 - ア) 市町村内に生産施設を所有若しくは使用している者
 - イ) 直近1年間における確定申告等で、林産物及び収穫物の販売金額が50万円以上の者
 - ウ) 木材にあつては、市町村森林整備計画に定める伐採や森林整備に関する事項に即して林産活動を行っている者
 - ウ 構成員の全てが、直近1年間に確定申告等を行っていること。ただし、市町村民税の滞納の事実が確認されたときは、適格性がないものとする。
 - エ 組織規程、経理規程などの組織運営に関する規約があること。
 - オ 組織規程等に構成員の生産物を共同出荷する定めがあること。

(2) 登録申請において添付する資料は、次のとおりとする。

(2)ー1 直近の確定申告の写し

ア 法人(法人事業概況説明書)

イ 個人(第一表及び法定書類(事業所得の申告に附属する収支内訳書))

(2)ー2 登録事業者履行義務誓約書を理解し、これを提出する。

(2)ー3 暴力団排除に関する誓約書を理解し、これを提出する。

(2)ー4 その他の関係書類として、単独事業者ではなく、複数の生産者が共同企業体方式で申請する場合には、共同企業体協定書(この手引きに掲載する協定書の例によること。)

(3)事業計画書のうち「3. 事業計画内訳」と「4. 事業計画明細」の関係は、次のような手順で作成をお願いします。

はじめに「4. 事業計画明細」を作成(指定品目別の販売計画⇒物流計画⇒生産計画)

つぎに「3. 事業計画内訳」を作成(「4. 交付申請明細」に記載した事項を転記)

(4)上記(3)で作成した「4. 事業計画明細」に記載した内容は、事業遂行状況報告及び実績報告で、実績を記載することになりますので、ご自身の経営計画と十分に整合を図ってください。

令和●年●月●日

申請の日付を記載

市町村長 殿

事業者の単独申請名又は共同事業体申請名

【代表者氏名及び押印の取扱】

(法人の場合)

「法人全部登記事項の商号、役職名、氏名」とすること。

(個人の場合)

印鑑登録証明に表示される「氏名、住所」とすること。

団体名
所在地
代表者名

生産振興計画登録申請書

(令和●年度農林水産物条件不利性解消事業_北部・離島地域振興対策)

令和●年度において、下記のとおり北部・離島地域振興対策実施要領により申請します。

記

1 事業計画

別添のとおり

2 添付書類

北部・離島地域振興対策実施要領で定める添付資料一式

生産振興計画に登録できる者は、当該市町村において農林水産業の生産活動に継続的に従事している者と客観的に確認できる者であり、次のいずれかに該当する者とする。

- 1) 農業協同組合法に規定する農事組合法人
 - 2) 水産業協同組合法に規定する漁業協同組合又は漁業生産組合
 - 3) 森林組合法に規定する森林組合
 - 4) 農林漁業者の組織する団体は、次のいずれかの要件をみたすものでなければならない。
 - ① 農地法に規定する農地所有適格法人で、かつ、次のア又はイの要件をみたし、かつウの法的義務を遅滞なく適正に履行していること
 - ア 家計を別にする農家3戸以上が株主又は社員となっていること。
 - イ 家計を別にする者を常時3人以上雇用していること。
 - ウ 農地法第6条の報告義務を履行していること。
 - ② 農林漁業を営む者の組織する任意の団体で、かつ、次のアからオまでの要件をみたすもの。
 - ア 代表者の定めがあること
 - イ 家計を別にする農林漁業者3人以上の構成員があり、それぞれの構成員が農業、林業、漁業に応じて、以下の要件を満たすこと。ただし、新規就業者においては、この限りでない。なお、関係法令の義務を適正に履行していること。
 - (ア) 農業
 - ア) 市町村の農地基本台帳に登録されている者
 - イ) 直近1年間における確定申告等で、農産物の販売金額が50万円以上である者
 - (イ) 漁業
 - ア) 沖縄県知事から漁船登録を受けた漁船、又は市町村内に養殖施設を所有若しくは使用している者
 - イ) 直近1年間における確定申告等で、漁獲物及び収穫物の販売金額が50万円以上の者
 - (ウ) 畜産業
 - ア) 県内に飼養施設を所有又は飼養して事業を行っている者
 - イ) 直近1年間における確定申告等で畜産物の販売金額が50万円以上である者
 - (エ) 林業
 - ア) 市町村内に生産施設を所有若しくは使用している者
 - イ) 直近1年間における確定申告等で、林産物及び収穫物の販売金額が50万円以上の者
 - ウ) 木材にあつては、市町村森林整備計画に定める伐採や森林整備に関する事項に即して林産活動を行っている者
 - ウ 構成員の全てが、直近1年間に確定申告等を行っていること。
- ただし、市町村民税で滞納の事実が確認されたときは、不適格(分割納付制度の適用を受けているときは、この限りでない)とする。
- エ 組織規程、経理規程などの組織運営に関する規約があること。
 - オ 組織規程等に構成員の生産物を共同出荷する定めがあること。

1 登録申請者の概要

(ふりがな)			
名称			
所在地			
代表者名		電話番号	— —
構成員数		組織形態	

「組織形態」は、セル内の項目を選択する。
 農事組合法人、漁業協同組合、漁業生産組合、森林組合、
 農林漁業者出荷組合(※)
 (※⇒「別紙様式」の構成員情報も併せて作成する。

基本的に4月1日から3月31日までとなります。
 ただし、マンゴーなど季節性が強い作物を栽培する生産
 者は、合理的に事業期間を判断してください。

2 事業実施期間

令和●年●月●日 ~ 令和●年●月●日

- ①「地域特産物の種別」は、自らの生産形態に応じて、セル内の項目（農林水産物、一次加工品）のいずれかを選択します。
 ②①で選択した種別に対応した「指定品目の種別（野菜、果樹、その他、花き、畜産物、水産物、一次加工品（青果物）、一次加工品（花き）、一次加工品（畜産物）、一次加工品（鮮魚等）」を選択します。

3 事業計画内訳

輸送区間		地域特産物の種別	指定品目の種別	摘要
発地	着地	対象区分	域外出荷重量	
沖縄本島	県外	青果物	kg	上記の「地域特産物の種別」、「指定品目の種別」で選択した項目に、対応した具体的に生産する指定品目を記載します。 なお、複数ある場合は、主たる指定品目3品までを記載してください。
		花き	kg	
		畜産物	kg	
		鮮魚等	kg	
宮古島	県外	宮古島産	kg	
			沖繩本島	
石垣島	県外	石垣島産	kg	
			沖繩本島	
久米島	県外	久米島産	kg	
			沖繩本島	
南大東島又は 北大東島	県外	大東島産	kg	
			沖繩本島	kg
離島市町村の生産者は、「登録申請明細」の(着地)それぞれの(域外出荷重量の計)を集計し、これに記載してください。 なお、域外出荷重量の合計と、(県外)及び(沖繩本島)の合計は、必ず一致します。	県外	伊江島産	kg	
		伊平屋島産	kg	
		伊是名島産	kg	
多良間島	県外	多良間島産	kg	
			沖繩本島	kg
石垣島周辺離島	県外	竹富島産 西表島産等	kg	
			沖繩本島	kg
与那国島	県外	与那国島産	kg	
			沖繩本島	kg
沖縄本島周辺離島	県外	津堅島産 久高島産 渡嘉敷島産 座間味島産 粟国島産 渡名喜島産	kg	
			沖繩本島	kg
				kg
合計			kg	

(別紙様式第3号)

登録事業者履行義務誓約書

私は、農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱に定める北部・離島地域振興対策にかかる生産振興計画登録申請をするにあたり、下記の事項の全てに対して宣誓又は同意します。

- (1) 農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)を遵守します。
- (2) 市町村長が、生産振興計画の登録手続きにかかる申請者に関する要件の審査を適正に行うため、当該申請者本人に係る個人情報について、税務当局、農地行政当局その他の関係行政機関(市町村関係部署を含む。)に対し、必要な照会を行い、当該機関から速やかに回答を受けることを、異議なく同意します。
- (3) 申請の要件をすべて充たし、必要な書類を漏れなく期日までに提出します。
- (4) 提出すべき書類は、市町村長が指示する期限までに提出します。
- (5) 提出すべき書類の内容に関して、虚偽又は誤謬がないよう十分に注意します。
- (6) 自らの都合、不注意もしくは怠慢により、市町村が実施する補助事業の適正かつ円滑な執行を遅滞させる等の迷惑行為をしないことを表明します。
- (7) 市町村長の委任した者の指示、指導、事情聴取及び立入検査等に誠実に応じることを誓約します。
- (8) 要綱で定める提出すべき書類に関して、市町村が指示する期限までに当該書類を提出できないときは、書類不備として受理されないことに同意します。

令和●年●月●日

代表者	商号又は名称	
	代 表 者	印
	商号又は名称	
	代 表 者	印
	商号又は名称	
	代 表 者	印

(別紙様式第4号)

暴力団排除に関する誓約書

私は、令和●年農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱に基づく申請手続きにあたり、下記の記載内容を誓約します。

なお、この誓約に違背した場合は、市町村長から、いかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

記

- 1 私は、次に掲げる事項に該当いたしません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (3) 役員等が暴力団員であると認められる者
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者
 - (5) 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 2 私は、上記1に掲げる事項に該当する者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約を行いません。
- 3 私は、補助事業の履行にあたり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なくその旨を市町村長に報告するとともに、警察に届けます。

令和●年●月●日

代表者	商号又は名称	
	代 表 者	印
	商号又は名称	
	代 表 者	印
	商号又は名称	
	代 表 者	印

共同企業体協定書

(目的)

第1条 本協定は、次の業務を共同して営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(1) 令和●年度農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱に定める北部・離島地域振興対策にかかると申請の対象となる事業に関する業務(以下「申請事業」という。)

(2) 前号に関連する事業若しくは業務

2 前項の業務のうち、各構成員が実施する業務については、別途協議のうえ定めるものとする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、●●●●●●共同企業体(以下、「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を●●(住所・企業名)内に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和●年●月●日に成立し、その存続期間は令和●年●月●日までとする。

2 申請事業が認められなかったときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、解散するものとする。

3 第1項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称
代 表 者

住 所
商号又は名称
代 表 者

住 所
商号又は名称
代 表 者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、●●を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は申請事業の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、申請事業に関する申請業務及び事業実施主体と調整する権限、並びに自己の名義をもって申請事業に関する報告及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務の範囲及び経費)

第8条 各構成員の業務の分担及び分担業務の経費については、次条に定める運営会議で別に定めるものとする。

(運営会議)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営会議(以下「会議」という。)を設け、当企業体の運営に関する重要な事項について協議の上決定し、申請事業の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、交付申請事業の適正かつ円滑な実施を図るため、当企業体の履行する義務に関し、連帯して責任を負うものとする。ただし、当企業体の金銭債務の負担の履行に関しては、前条の会議で別に定めるときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡の制限)

第11条 この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(交付申請事業の実施期間における構成員の脱退)

第12条 構成員は、構成員全員の承認がなければ、当企業体が申請事業を完了する日までは脱退することができない。

(解散後の交付決定者からの指示)

第13条 当企業体が解散した後においても、申請事業につき事業実施主体から指示があったときは、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第14条 この協定書に定めのない事項については、構成員が協議して定めるものとする。

●●外●社は、上記のとおり●●・●●・●●共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を●通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するとともに、事業実施主体である市町村に1通を提出するものとする。

令和●年●月●日

代表者 商号又は名称
代 表 者 印

商号又は名称
代 表 者 印

商号又は名称
代 表 者 印

※要綱別表第8の(2)の②の「農林水産業者の組織する団体」に該当するとき記載すること。

1 農業を営む者の概要

構成員1	氏名		電話番号	
	住所			
	農地の所在地		経営耕地面積	a
	直近1年間の販売金額	円	うち指定品目に係る分	円
構成員2	氏名		電話番号	
	住所			
	農地の所在地		経営耕地面積	a
	直近1年間の販売金額	円	うち指定品目に係る分	円
構成員3	氏名		電話番号	
	住所			
	農地の所在地		経営耕地面積	a
	直近1年間の販売金額	円	うち指定品目に係る分	円

2 漁業を営む者の概要

構成員1	氏名		住所	
	電話番号		漁船登録番号	
	所有施設の概要			
	直近1年間の販売金額	円	うち指定品目	円
構成員2	氏名		住所	
	電話番号		漁船登録番号	
	所有施設の概要			
	直近1年間の販売金額	円	うち指定品目	円
構成員3	氏名		住所	
	電話番号		漁船登録番号	
	所有施設の概要			
	直近1年間の販売金額	円	うち指定品目	円

別紙（第1号様式）

3 畜産業を営む者の概要

構成員1	氏名		住所	
	電話番号		畜種	
	所有施設の概要			
	直近1年間の販売金額	円	うち指定品目	円
構成員2	氏名		住所	
	電話番号		畜種	
	所有施設の概要			
	直近1年間の販売金額	円	うち指定品目	円
構成員3	氏名		住所	
	電話番号		畜種	
	所有施設の概要			
	直近1年間の販売金額	円	うち指定品目	円

4 林業を営む者の概要

構成員1	氏名		住所	
	電話番号		栽培品種	
	所有施設の概要			
	直近1年間の販売金額	円	うち指定品目	円
構成員2	氏名		住所	
	電話番号		栽培品種	
	所有施設の概要			
	直近1年間の販売金額	円	うち指定品目	円
構成員3	氏名		住所	
	電話番号		栽培品種	
	所有施設の概要			
	直近1年間の販売金額	円	うち指定品目	円

2. 事業の遂行状況を期日までに、市町村に正しく報告する

①確定申告において添付する法定帳簿等（仕訳帳など）への記帳と併行して、

「遂行状況明細書附属書類」

→「令和●年●月分売上報告」を取引月ごとに作成する。

②指定物流事業者との取引事実及び売上帳等に基づき、

「出荷取扱証明」を2通作成し、うち1通は指定物流事業者に提供する。

これを指定物流事業者と取引事実の相互確認を行い、

添付資料として市町村に提出する。

なお、市町村において、

指定物流事業者からも「出荷取扱証明」を受け取り、

「出荷と輸送事実の確認と検査」の行う。

③上記の取引事実に基づき、

「遂行状況明細書」及び「遂行状況報告書」を作成し、

市町村の指示に従い、期日までに遂行状況報告をします。

※ 市町村に提出する書類は、市町村の指示に従い、

電子ファイル(EXCEL ファイル)及び紙書類を提出する。

記入例

令和●年●月●日

市町村長 殿

報告の日付を記載

生産振興計画の登録情報を記載

団体名
所在地
代表者名

生産振興計画に関する遂行状況報告
(令和●年度農林水産物条件不利性解消事業_北部・離島地域振興対策)

令和●年度において、下記のとおり北部・離島地域振興対策実施要領の定めに基づき報告します。

生産振興計画登録申請時と同じ内容を選択する。

- ①4月～6月
- ②7月～9月
- ③10月～12月
- ④1月～2月

2 事業実施期間

令和●年●月●日 ～ 令和●年●月●日

輸送区間		地域特産物の種別	指定品目の種別	摘要
発地	着地	対象品目	域外出荷重量	
沖縄本島	県外	青果物	kg	上記の「地域特産物の種別」、「指定品目の種別」で選択した項目に、対応した具体的に生産する指定品目を記載します。 なお、複数ある場合は、主たる指定品目3品までを記載してください。 ※生産振興計画登録申請時と同じ内容
		花き	kg	
		畜産物	kg	
		鮮魚等	kg	
宮古島	県外	宮古島産	kg	
			kg	
石垣島	県外	石垣島産	kg	
			kg	
久米島	県外	久米島産	kg	
			kg	
南大東島又は 北大東島	県外	大東島産	kg	
			kg	
離島市町村の生産者は、「登録申請明細」の(着地)それぞれの(域外出荷重量の計)を集計し、これに記載してください。 なお、域外出荷重量の合計と、(県外)及び(沖縄本島)の合計は、必ず一致します。	県外	伊江島産	kg	
		伊平屋島産	kg	
		伊是名島産	kg	
多良間島	県外	多良間島産	kg	
			kg	
石垣島周辺離島	県外	竹富島産 西表島産等	kg	
			kg	
与那国島	県外	与那国島産	kg	
			kg	
沖縄本島周辺離島	県外	津堅島産	kg	
		久高島産		
		渡嘉敷島産 座間味島産 粟国島産 渡名喜島産		
合計			kg	遂行状況明細書の「域外出荷量の合計」と一致します。

※遂行状況明細書を作成し、ここに転記する。

記入例

遂行状況明細書		地域特産物の種別		農林水産物		指定品目の種別		野菜		域外販売実績額 ②(円)							
指定品目	着地	輸送方法	平均販売単価 ③	4月	5月	6月	7月	8月	9月		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計①
※基本的に生産振興計画登録申請時と同じ内容になる項目(地域特産物の種別、指定品目の区分、指定品目、輸送品目区分)となります。																	
※生産振興計画登録申請時と異なる項目(着地、輸送方法、平均販売単価、月別域外出荷重量、域外販売実績額)となります。⇒実際の販売状況に応じて変化⇒遂行状況を報告します。																	
実際の販売状況を的確に把握するため、遂行状況明細書の附属書類を作成		「売上高報告様式」 ⇒指定品目別の販売数量を配送先別に集計 ⇒(東京、大阪、福岡、沖縄本島、地域内)		「支払運賃報告様式令和●年●月分」 ⇒指定品目別の輸送重量を仕向地別に集計 ⇒(東京、大阪、福岡、沖縄本島)		四半期ごとの指定品目別の「域外販売実績額」を記載する。 「配送先の販売量」と「仕向地の輸送重量」は事業期間で一致する。 ⇒販売額と販売数量から「平均販売単価」を算出		月別の指定品目別の「着地」「輸送方法」「域外出荷重量」を記載する。									
⇒「売上高報告様式」		⇒「支払運賃報告様式」		指定物流事業者との相互確認のための「出荷取扱証明」を作成する。													
合計																	

指定品目	生産従事者数		単位実績生産量③	経営規模①	月別生産実績												生産実績量②(Kg)
	登録	新規			計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
確定申告において添付する法定帳簿等に「記帳する事実(収穫量、漁獲量など)」と矛盾がないよう記載してください。																	
合計																	

遂行状況明細書（今年度出荷実績）				地域特産物の種別	一次加工品	指定品目の区別	域外出荷重量(kg)												域外販売 実績額 ②(円)
指定品目	着地	輸送 品目 区分	輸送方法 ① ②	平均 販売 単価 ③	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計①		
																			合計

遂行状況明細（今年度生産実績）														年間生産量 ①×②(Kg)				
指定品目	生産従事者数		単位美 際滞留 率①	原材料 仕入量②	月別生産実績													
	常雇	非常雇			計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
合計																		

遂行状況明細書附属書類
令和●年●月分売上報告

取引日	指定品目	販売先	配送先	販売数量(Kg)	売上高(円)
●	×××				
<p>「輸送品目区分」、「仕向地」及び「輸送方法」は、セル内の項目を選択する。</p>					
<p>「販売先」</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場 小売業者 食品製造業者 飲食・ホテル等業者 消費者向け直接販売 		<p>「配送先」</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京 大阪 福岡 沖縄本島 地域内 			
<p>伝票番号●●●-■</p> <p>納品書兼請求書(控)の例</p> <p>請求日令和●年●月●日</p> <p>●●商店様</p> <p>内訳明細</p> <ul style="list-style-type: none"> ××× ●●Kg ●●●円 ××× ●●Kg ●●●円 <p>小計 ●●●</p> <p>消費税 ●</p> <p>合計 ●●●</p> <p>登録番号 T-××××</p> <p>●●共同企業体</p>					

この証明は2通作成し、生産登録事業者と指定物流事業者が1通ずつ保管し、それぞれ市町村の添付資料とします。

記入例

市町村長 殿

令和 年 月 日 出荷取扱証明 (出荷コスト負担軽減分)

【農林水産物条件不利性解消事業 (北部・離島地域振興対策)】

単位: kg

指定品目	輸送品目区分	仕向地	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	計
指定品目 (県外出荷等)	青果物	「仕向地」 東京 大阪 福岡 沖縄本島 ※北上市町村の 生産者は、沖縄本	「輸送品目区分」	作成した遂行状況明細書附属書類「令和●年●月分支払運賃報告」に記載した事実を転記する。									
	花き			作成した遂行状況明細書附属書類の 令和●年●月分支払運賃報告に 記載した指定物流事業者別の 日計及び月次の輸送量と一致する。									
	畜産物			作成した遂行状況明細書附属書類の 令和●年●月分支払運賃報告に 記載した指定物流事業者別の 日計及び月次の輸送量と一致する。									
	鮮魚等	作成した遂行状況明細書附属書類の 令和●年●月分支払運賃報告に 記載した指定物流事業者別の 日計及び月次の輸送量と一致する。											
	モズク	作成した遂行状況明細書附属書類の 令和●年●月分支払運賃報告に 記載した指定物流事業者別の 日計及び月次の輸送量と一致する。											
	一次加工品 (青果物)	作成した遂行状況明細書附属書類の 令和●年●月分支払運賃報告に 記載した指定物流事業者別の 日計及び月次の輸送量と一致する。											
	一次加工品 (花き)	作成した遂行状況明細書附属書類の 令和●年●月分支払運賃報告に 記載した指定物流事業者別の 日計及び月次の輸送量と一致する。											
	一次加工品 (畜産物)	作成した遂行状況明細書附属書類の 令和●年●月分支払運賃報告に 記載した指定物流事業者別の 日計及び月次の輸送量と一致する。											
	一次加工品 (鮮魚等)	作成した遂行状況明細書附属書類の 令和●年●月分支払運賃報告に 記載した指定物流事業者別の 日計及び月次の輸送量と一致する。											
	小計①												
指定品目以外②													
合計③ (⇒①+②)													

「輸送量の事実証明」に関する取扱事項

→原則として「請求書に記載された輸送重量」を記載すること。
なお、「トン」単位ならば、「キログラム」単位に変換すること。

→ただし、「宅急便、ゆうパックなど宅配貨物は、各社が定める定形規格の重量上限」を記載すること。なお、「各社が定める定形規格の重量上限」の一覧表も添付すること。

例えば、発送するマンゴーは1kgであっても、請求額の定形規格の重量上限が5kgであれば、「5kg」として記載すること。なお、定形規格であっても、重量を計測するときは、原則の例による。

委託者は、受託者に対して出荷取扱の証明を依頼するにあたり、下記のとおり自らの責任を表明する。

(1) この証明は、委託者の責任で作成した書面に対し、受託者に当該事実の確認を求めるとする。

(2) この証明に対し、当局から虚偽表示である旨の指摘を受けたときは、委託者が責任を負うものとする。

(3) この証明に対し、受託者より合理的な指摘があるときは、委託者の責任で当局に対して修正の申告等を行うものとする。

受託者は、委託者との取引事実の全体に照らし、不正または誤謬による重大な虚偽表示がないかどうかについて合理的な確認を踏まえ、取引当事者の立場から全体として重大な虚偽表示がないことの意見を表明する。

令和 年 月 日
 輸送委託者 (市町村生産振興計画登録事業者) 共同企業体
 商号又は名称 ●●●●●● 代表取締役 ●●●●●●
 輸送受託者 (市町村指定物流事業者) ●●●●●● 代表取締役 ●●●●●●

3. 事業の完了を期日までに、市町村に正しく報告する

【実績報告書の作成手順__実績報告をするときは①から②までを確認】

①提出した事業遂行状況報告書の記載内容

(令和●年4月から令和■年1月まで)を最終確認し、
これに誤りがなければ事業実績明細書に転記する。

②仮に提出済みの事業遂行状況報告書の出荷事実に誤りがあれば、事業実績明細書において朱書き修正をする。また、この修正に伴い関係書類(遂行状況明細書附属書類、出荷取扱証明)も修正し、修正済み書類一式を市町村に提出する。

③令和■年2月実績は、事業実績明細書に記載し、これを報告する。

また、この事実を確認する関係書類(遂行状況明細書附属書類、出荷取扱証明)は必ず提出する。

④令和■年3月実績は、当月出荷見込みを事業実績明細書に記載し、
これを報告する。

⑤その他の作成に必要な事項は、交付決定者の指示に従うものとする。①事業完了の報告は、基本的に遂行状況報告の作業手順と同じように、取引事実を正しく記載し、これを完成させます。

記入例

令和●年●月●日

市町村長 殿

報告の日付を記載

生産振興計画の登録情報を記載

団体名
所在地
代表者名

生産振興計画に関する事業実績報告
(令和●年度農林水産物条件不利性解消事業_北部・離島地域振興対策)

令和●年度において、下記のとおり北部・離島地域振興対策実施要領の定めに基づき報告します。

生産振興計画登録申請時と同じ内容を選択する。

記

2 事業実施期間

令和●年●月●日 ~ 令和●年●月●日

輸送区間		地域特産物の種別	指定品目の種別	摘要
発地	着地	対象品目	域外出荷重量	
沖縄本島	県外	青果物	kg	上記の「地域特産物の種別」、「指定品目の種別」で選択した項目に、対応した具体的に生産する指定品目を記載します。 なお、複数ある場合は、主たる指定品目3品までを記載してください。 ※生産振興計画登録申請時と同じ内容
		花き	kg	
		畜産物	kg	
		鮮魚等	kg	
宮古島	県外	宮古島産	kg	
			kg	
石垣島	県外	石垣島産	kg	
			kg	
久米島	県外	久米島産	kg	
			kg	
南大東島又は 北大東島	県外	大東島産	kg	
			kg	
離島市町村の生産者は、「登録申請明細」の(着地)それぞれの(域外出荷重量の計)を集計し、これに記載してください。 なお、域外出荷重量の合計と、(県外)及び(沖縄本島)の合計は、必ず一致します。	県外	伊江島産	kg	
		伊平屋島産	kg	
		伊是名島産	kg	
多良間島	県外	多良間島産	kg	
			kg	
石垣島周辺離島	県外	竹富島産 西表島産等	kg	
			kg	
与那国島	県外	与那国島産	kg	
			kg	
沖縄本島周辺離島	県外	津堅島産 久高島産 渡嘉敷島産 座間味島産 粟国島産 渡名喜島産	kg	
			kg	
			kg	
合計			kg	事業実績明細書の「域外出荷量の合計」と一致します。

※事業実績明細書を作成し、ここに転記する

記入例

遂行状況明細書		地域特産物の種別		農林水産物		指定品目の種別		野菜		域外販売実績額 ②(円)							
指定品目	着地	輸送方法	平均販売単価 ③	4月	5月	6月	7月	8月	9月		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計①
※基本的に生産振興計画登録申請時と同じ内容になる項目(地域特産物の種別、指定品目の区分、指定品目、輸送品目区分)となります。																	
※生産振興計画登録申請時と異なる項目(着地、輸送方法、平均販売単価、月別域外出荷重量、域外販売実績額)となります。⇒実際の販売状況に応じて変化⇒遂行状況を報告します。																	
実際の販売状況を的確に把握するため、遂行状況明細書の附属書類を作成		「売上高報告様式」 ⇒指定品目別の販売数量を配送先別に集計 ⇒(東京、大阪、福岡、沖縄本島、地域内)		「支払運賃報告様式令和●年●月分」 ⇒指定品目別の輸送重量を仕向地別に集計 ⇒(東京、大阪、福岡、沖縄本島)		「配送先の販売量」と「仕向地の輸送重量」は事業期間で一致する。 ⇒販売額と販売数量から「平均販売単価」を算出		四半期ごとの指定品目別の「域外販売実績額」を記載する。		月別の指定品目別の「着地」「輸送方法」「域外出荷重量」を記載する。		指定物流事業者との相互確認のための「出荷取扱証明」を作成する。					
合計																	

指定品目	生産従事者数		単位実績生産量③	経営規模①	月別生産実績												生産実績量 ②(Kg)
	登録	新規			計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
確定申告において添付する法定帳簿等に「記帳する事実(収穫量、漁獲量など)」と矛盾がないよう記載してください。																	
合計																	

事業実績明細書

地域特産物の種別 一次加工品 指定品目の区別

指定品目	着地	輸送品目区分	輸送方法		平均販売単価③	域外出荷重量(kg)												域外販売実績額②(円)	
			①	②		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		計①
合計																			

事業実績明細書

月別生産実績

指定品目	生産従事者数		単位実際残留率①	原材料仕入量②	月別生産実績												年間生産量①×②(Kg)		
	常雇	非常雇			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
																		計	
合計																			

遂行状況明細書附属書類
令和●年●月分売上報告

取引日	指定品目	販売先	配送先	販売数量(Kg)	売上高(円)
●	×××				
<p>「輸送品目区分」、「仕向地」及び「輸送方法」は、セル内の項目を選択する。</p>					
<p>「販売先」</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場 小売業者 食品製造業者 飲食・ホテル等業者 消費者向け直接販売 		<p>「配送先」</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京 大阪 福岡 沖縄本島 地域内 			
<p>伝票番号●●●-■</p> <p>納品書兼請求書(控)の例</p> <p>請求日令和●年●月●日</p> <p>●●商店様</p> <p>内訳明細</p> <ul style="list-style-type: none"> ××× ●●Kg ●●●円 ××× ●●Kg ●●●円 <p>小計 ●●●</p> <p>消費税 ●</p> <p>合計 ●●●</p> <p>登録番号 T-××××</p> <p>●●共同企業体</p>					

この証明は2通作成し、生産登録事業者と指定物流事業者が1通ずつ保管し、それぞれ市町村の添付資料とします。

記入例

市町村長 殿

令和 年 月 日 出荷取扱証明 (出荷コスト負担軽減分)

【農林水産物条件不利性解消事業 (北部・離島地域振興対策)】

単位: kg

指定品目	輸送品目区分	仕向地	日	日	日	日	日	日	日	日	日	計
指定品目 (県外出荷等)	青果物	「仕向地」 東京 大阪 福岡 沖縄本島										
	花き											
	畜産物	※北上市町村の 生産者は、沖縄本 島										
	鮮魚等											
	モズク											
	一次加工品 (青果物)											
	一次加工品 (花き)											
	一次加工品 (畜産物)											
	一次加工品 (鮮魚等)											
	小計①											
指定品目以外②												
合計③ (⇒①+②)												

遂行状況明細書附属書類「令和 年 月 日 月分支払運賃報告」に記載した事実を転記する。

「輸送重量の事実証明」に関する取扱事項

→原則として「請求書に記載された輸送重量」を記載すること。
 なお、「トン」単位ならば、「キログラム」単位に変換すること。

→ただし、「宅急便、ゆうパックなど宅配貨物は、各社が定める定形規格の重量上限」を記載すること。なお、「各社が定める定形規格の重量上限」の一覧表も添付すること。

例えば、発送するマンゴーは1kgであっても、請求額の定形規格の重量上限が5kgであれば、「5kg」として記載すること。なお、定形規格であっても、重量を計測するときは、原則の例による。

指定物流事業者遂行状況報告書の「指定品目/輸送重量」の数量と一致する。

委託者は、受託者に対して出荷取扱の証明を依頼するにあたり、下記のとおり自らの責任を表明する。

(1) この証明は、委託者の責任で作成した書面に対し、受託者に当該事実の確認を求めたものとする。

(2) この証明に対し、当局から虚偽表示である旨の指摘を受けたときは、委託者が責任を負うものとする。

(3) この証明に対し、受託者より合理的な指摘があるときは、委託者の責任で当局に対して修正の申告等を行うものとする。

受託者は、委託者との取引事実の全体に照らし、不正または誤謬による重大な虚偽表示がないかどうかについて合理的な確認を踏まえ、取引当事者の立場から全体として重大な虚偽表示がないことの意見を表明する。

令和 年 月 日
 輸送委託者 (市町村生産振興計画登録事業者)
 商号又は名称 共同企業体
 代表者 代表取締役

令和 年 月 日
 輸送受託者 (市町村指定物流事業者)
 会社 代表取締役

4. 後年度における再確定を報告する

【再確定手続について】

上記5の事業完了の報告をした者は、翌事業年度の4月20日(土日・祝祭日を除く。)もしくは市町村が指示する期限までに、令和■年3月実績の再確定のための関係書類一式を提出しなければならない。

(関係書類一式)

○令和■年3月に提出した事業実績報告書及び同明細書のうち「3月分」を確定事実に修正した同報告書を改めて作成し、これを提出する。

○「確定した3月分」の(遂行状況明細書附属書類、出荷取扱証明)を作成し、これを提出する。

5. 補助事業の受益者として市町村の実地検査に協力する

【実地検査の基本的な考え方について】

○実地検査は、事業遂行状況の報告もしくは事業完了の報告(以下「報告」という。)に関して、必要に応じて適宜、受益者の事業所等に立ち入り、税務申告に添付する帳簿書類その他の証票等との確認、照合、検証等を行い、適正に報告がなされているかを検査する。

○実地検査は、適正な報告に向けて必要な事務処理の手続等が確保されているかを検査する。